

監査公表第 5 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 7 年 5 月 27 日

新城市監査委員 夏 目 道 弘
新城市監査委員 中 西 宏 彰
(公 印 省 略)

監査結果の措置対象

市民協働部

市民自治推進課・自治振興事務所、市民課、環境政策課、生活環境課、
公共交通対策課

監査結果報告年月日

令和 7 年 2 月 20 日

監査結果に対する措置通知年月日

令和 7 年 5 月 21 日

講じた措置等の内容

市民協働部

【 市民自治推進課・自治振興事務所、市民課、環境政策課、生活環境課、
公共交通対策課 】

《指摘事項 1》

時間外勤務は、事前に申請し、所属長の命令を受けて行うこととされているので、その手順に沿って手続きされたい。

《是正措置内容》

指摘事項について、適切な手順に沿って手続きを行ってまいります。

《指摘事項 2》

業務手順書については、常に未整備な業務やリスクの有無を念頭に、見直しを進められたい。

《是正措置内容》

業務手順書は一年に一度は見直しを行い、その都度未整備の業務や業務上のリスクを洗い出し、その対応について記載し整理してまいります。

《意見 1》

休日勤務については、確実に振替休暇を取得するようにされたい。

《措置内容》

振替休暇は、年次有給休暇と組み合わせて1日休暇とするなど、休暇制度を有効に活用し、確実に取得するようにしてまいります。

《意見 2》

公共交通対策課では、地域自治区制度を活用し、地域住民が主体となった新しい公共交通システムを立ち上げられている。自治区制度の熟度をさらに高め、新城市ならではの取り組みを他の分野にも広げていただきたい。

《措置内容》

地域自治区制度を活かした新たな取り組みが広がるよう、情報共有など庁内各課との連携を図ってまいります。

【 市民自治推進課・自治振興事務所 】

《意見 1》

若者議会から提案された政策は、予算化されて実現されることが重要である。若者議会の業務手順書は、予算の確保、事業実施までを手順として作成されたい。

《措置内容》

若者議会の業務手順書の未整備の業務（予算確保から事業実施まで）は、業務上のリスクを洗い出し、業務手順を追記し、その対応を整理してまいります。

《意見 2》

地域自治区では、各地域協議会でそれぞれの地区の地域計画を策定している。協議会の活動や地域計画が地区の方に浸透するよう十分な周知を図り、地域自治の意識の醸成に努めていただきたい。

《措置内容》

地域協議会だより及び自治振興事務所ホームページによる情報発信に努めるとともに、地域住民が集まる場での情報提供など地域への周知を図ることで、自治意識の醸成に努めてまいります。

《意見 3》

国際交流協会の今後のあり方については、法人化も含めて、多文化共生の観点を強く意識して取り組んでいただきたい。

《措置内容》

国際交流及び多文化共生の施策が、国際交流協会とともに事業展開することで効率的で効果が向上するため、国際交流協会の必要性和多文化共生の取り組みの理解を全庁的に深めてまいります。

《意見4》

行政費交付金については、支払方法の効率化を図りつつも、要綱に合致した予算の位置づけや執行を行っていただきたい。

《措置内容》

新城市行政費交付金要綱中、行政費交付金の加算額については、「活動名」として「自主防災活動」など活動を特定した表現となっていました。活動を特定することなく、単なる交付額の算出根拠であることが伝わるようにするため「想定する活動」という表現とする内容で要綱の改正をしました。

《意見5》

高校生の海外派遣事業では、国際交流協会への委託と補助が混在していた。市と国際交流協会の役割が明確となるように整理していただきたい。

《措置内容》

海外派遣参加者及び派遣事業を受託する国際交流協会双方の省力化と効率化を図り、生徒一人一人が直接補助金を受給することなく、国際交流協会へ振り込み、旅費の支払いなどに充てたため、業務の執行時には事業主体と内容を明確にし、支出形態を確立します。

【 市民課 】

《意見1》

市民課は戸籍法、住民基本台帳法を熟知し、業務に精通した職員の配置が必要である。人事異動においては、そうした状況に配慮していただくよう努めていただきたい。

《措置内容》

市民課では、戸籍法や住民基本台帳法に精通した職員の配置が重要であることを以前より認識しております。今回の指摘事項を受け、人事異動に際しては適切な人材を配置するよう秘書人事課には要請を行いました。今後も引き続き要請を行ってまいります。また、専門知識の習得のため、研修等を受講することにより、配属職員の更なるスキルアップを図り、市民サービス向上に努めます。

【 環境政策課 】

《指摘事項1》

環境政策課は墓地台帳を管理しているが、市の公有財産としての整理ができていない部分がある。所有の明確化と台帳の整理を早急に進められたい。

《検討状況》

墓地の経営については、経営する者が管理者を置き市町村長に届け出なければならない（墓埋法第12条）となっており、経営する者が自ら届け出る制度となっています。

経営者からの届け出の無い墓地の調査、市の財産としての取り扱い方法の調整等を行うには、通常の墓地の経営の許可と指導監督事務に追加した業務を行う必要があります。他業務も兼務しながら行うには相当の時間がかかると思われます。

墓地の問題だけではなく、市の公有財産として整理する必要もあるため、短期間専門の部署を設置して集中的に解決する等、体制の整備について財産担当課とも連携して検討していきたいと思います。

【生活環境課】

《意見1》

新城市クリーンセンターは、地元行政区との覚書により稼働期限が令和13年度末までと決められており、現在、新城市及び北設広域事務組合構成市町村とで、ごみ処理の広域化について検討が進められているが、新たな施設整備には、多くの課題を整理、調整していく必要があります。慎重かつ迅速に事務を進めていただきたい。

《措置内容》

新城市と北設広域事務組合構成町村の新たなごみ処理施設の整備を推進するため、愛知県ごみ処理広域化・集約化計画及び東三河ごみ焼却施設広域化計画に基づき、令和14年度の施設稼働を目標に、施設整備基本構想及び建設候補地の選定を進めているところです。今後、基本計画、実施計画などについて、構成町村と段階ごとに合意形成を図りながら慎重かつ迅速に協議を進めてまいります。